

調整結果報告第2号

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

【協定第19号】

慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））について

慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））について、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	慣行の取扱い（新町町章選定委員会設置要領（案））
調 整 の 内 容	1. 町章、町民憲章、町花、町木、町歌及びシンボルマークについては、新町において制定する。
調整の具体的内容	1. 町章、町民憲章については、合併後に新町において制定する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

新町町章選定委員会設置要領（案）

（趣 旨）

第1条 この要領は、白石・福富・有明3町合併協議会の新町町章選定委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議、調整等を行うものとする。

- (1) 新町町章候補の選定に関する事。
- (2) その他新町町章候補の選定に関し、必要な事項に関する事。

（組 織）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる町長が推薦する専門的な知識を有する者6名以内をもって組織する。

（役 員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、前条による委員の互選により定める。

（役員の仕事）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その仕事を代理する。

（会 議）

第6条 会議は、委員長が召集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

（報 告）

第7条 委員長は、委員会の協議経過及び結果について、随時、合併協議会に報告するものとする。

（庶 務）

第8条 委員会の会議の庶務は、合併協議会事務局が行う。

(謝 礼)

第9条 委員会の委員は、その職務に対する謝礼を受けることができる。

2 前項に定める謝礼の額は、日額5,700円とする。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年9月1日から施行する。

(別 表)

役 職	氏 名
委 員	藤 崎 健 次 郎
〃	久 島 ス ミ 子
〃	大 久 保 孝 夫
〃	久 原 静 子
〃	古 賀 義 治
〃	中 村 孝 次 郎